

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成19年7月6日付け総行給第61号及び総財公第97号総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官（公営企業担当）通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」を踏まえ、当市の取組方針を次のとおり策定しました。

基本的な考え方

技能労務職員等の給与等については、国及び県内他市の状況並びに地域の民間給与と比較しながら、その制度・運用の適正化を図る。

また、技能労務職員については、原則として退職不補充とすることとし、民間委託の推進等を行い、総人件費の抑制を図る。

具体的な取組内容

給料表

平成18年の給与構造見直しの実施により、給料水準の平均4.8%引き下げを行っている。

昇給

平成18年度から55歳昇給抑制を行っている。

諸手当

次の手当について改正を行っている。（平成19年度実施）

- ・ 通勤手当 自動車等を使用する場合の距離区分及び支給額の改正
- ・ 住居手当 自己の所有する住宅の場合の支給額の改正
- ・ 扶養手当 子等の支給額の改正
- ・ 特殊勤務手当の見直し 特殊自動車等運転業務手当、現場作業手当及び犬、猫へい死体処理手当の廃止
- ・ 期末手当 支給月数の引下げ

その他（民間委託の推進、事務・事業の見直し等）

- ・ 平成14年度から技能労務職については退職不補充としている。
- ・ 平成20年度から病院医療局栄養科の調理業務について民間委託を実施する。
- ・ 平成20年度から病院薬局の薬剤補助業務について機械化及び一部業務委託を実施する。
- ・ 平成20年度から一部の保育園（調理業務を含む。）について民営化を実施する。

職員の平均給与月額等の状況（平成19年4月1日現在）

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
十和田市	53.4 歳	60 人	378,220 円	402,733 円	397,762 円				
うち用務員	51.8 歳	31 人	364,045 円	387,069 円	385,189 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.70
うち自動車運転手	53.0 歳	13 人	377,077 円	424,745 円	398,054 円	自家用乗用自 動車運転者	49.3 歳	196,800 円	2.16
うちその他技能労務職	54.8 歳	16 人	406,613 円	426,448 円	421,883 円				
青森県	46.2 歳	589 人	318,900 円	364,077 円	344,585 円				
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円		320,514 円				
類似団体	48.0 歳	63 人	313,225 円	346,246 円	330,862 円				

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
十和田市	6,675,449 円	円	
うち用務員	6,405,920 円	3,284,300 円	1.95
うち自動車運転手	6,988,468 円	2,554,300 円	2.74
うちその他技能労務職	7,078,340 円	円	

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

年齢別職員数の平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	職員数	平均給料月額	平均給与月額
18歳未満			
18・19歳			
20～23歳			
24～27歳			
28～31歳			
32～35歳			
36～39歳			
40～43歳	3人	295,300円	340,800円
44～47歳	7人	366,800円	399,100円
48～51歳	17人	384,600円	412,600円
52～55歳	9人	396,800円	437,900円
56～59歳	20人	413,600円	425,900円
60～63歳	4人	214,600円	218,900円

特殊勤務手当の状況（平成19年4月1日現在）

支給実績 （平成18年度決算）		222千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成18年度決算）		22,183円	
手当の種類（手当数）		3	
手当の種類	主な支給対象職員	主な支給対象事業	左記職員に対する支給単価
特殊自動車等運転業務手当	技能技師等	除雪機の運転業務	日額 280円
		特殊自動車等の運転業務（11月から翌年の3月までの期間）	日額 280円
		特殊自動車等の運転業務（4月から10月までの期間）	日額 230円
現場作業手当	職員	災害現場、高所煩雑な車道上その他の危険な現場における作業	日額 200円
犬、猫へい死体処理手当	職員	犬、猫等のへい死体の処理作業に従事した場合	1回 300円